初期平安京について

―「第一次平安京」説の再検討

安京」説の再検討には不可欠だからである。
安京」説の再検討には不可欠だからである。
まずは平安宮・京をめぐる先行研究を整理し、考古学と文献ある。まずは平安宮・京をめぐる先行研究を整理し、考古学と文献ある。まずは平安宮・京をめぐる先行研究を整理し、考古学と文献ある。まずは平安宮・京をめぐる先行研究を整理し、考古学と文献を記し、当初の平安京がのちの平安京とは異なる姿であったと解

次に、当該学説に直接関わる先行研究を整理し、本稿では儀礼研究・古記録研究の観点から、あらためて関係史料を読解した。その現まで、正記録研究の観点から、あらためて関係史料を読解した。そのは、京中賑給が実態を失い、賑給使定が書式上の問題に過ぎなくなは、京中賑給が実態を失い、賑給使定が書式上の問題に過ぎなくなは、京中賑給が実態を失い、賑給使定が書式上の問題に過ぎなくなは、京中賑給が実態を失い、賑給使定が書式上の問題に過ぎなくない主張は厳密な歴史認識にもとづくものではなく、平安京の変化と親えても問題なく、瀧浪氏が論拠とした複数の事実もそれで説明可能であることを指摘した。

成果を俟つべきことを論じた。できず、初期平安京の歴史を解明するためには、今後の発掘調査の以上より、『山槐記』記事から「第一次平安京」説を導くことは

はじめに

性格を専論したのが東野治之氏であった。
世格を専論したのが東野治之氏であった。
「宮城図として注目され、ただし寛平年間以降の官司も記されることから、慎重な史料批判が求められる図でもある。その史料的とから、慎重な史料批判が求められる図でもある。その史料的とから、慎重な史料批判が求められる図でもある。その史料的とから、慎重な史料批判が求められる図でもある。その史料的性格を専論したのが東野治之氏であった。

の記事を読解し、北闕型の都城になる以前の平安京は、藤原京される平安京の変貌を提唱した。平安中後期の日記や文学作品はぼ時期を同じくして瀧浪貞子氏は、第一次と第二次に区分

松

末

剛

と同型 ける平安宮・京の変化を都城史に位置づけたのである。 (中央宮闕型) であったと指摘することで、九世紀にお

て、

眼は、 は懐疑的で今後の発掘調査結果を俟つのであるが、 安京」説に言及する。結論としては橋本氏論文に拠り瀧浪説に 説に留意する。近年刊行された京都市文化財ブックス第28集 松原・中院(中和院)の歴史的意義を追究する中で、 べると議論が落ち着いた観もあるが、内裏の構造や後宮の成立 にしつつも瀧浪貞子氏の宴松原への検討を先行研究として評価 を皇権のあり方という視点から論じた橋本義則氏は、さらに宴 『平安京』においても、平安宮の構造を論じる中で「第一次平 瀧浪氏の「第一次平安京」説には、後述するように強い批判 平安京の中心を考える視点の一つとして「第一次平安京 平安宮・京の研究史上なお留意すべき内容をもつとみら 典拠史料を再検討した諸説が提唱された。一時期に比 瀧浪氏の着 結論を異

平安宮・京研究のために有用であろう。 強引な論述もみられる。よって、最新の発掘調査結果を俟つ間 宮・京に関する研究には、それぞれに優れた創見がある一方、 あらためて振り返ると、 議論のすれ違いや飛躍を整理しておくことは、これからの 東野・ 瀧浪両説をはじめ初期平安

以上より本稿では、考古学と文献学の双方に関わる問題とし

討することで、 てみたい。 次平安京」説について、根拠となった『山槐記』記事を再検 初期平安京をめぐる研究動向を整理する。そのうえで「第 初発表から三〇余年となる瀧浪説の成否を論じ

平安宮・京をめぐる研究動向

発掘調査の成果

1

り、 組みとして紹介しておきたい。 覧・ダウンロードも可能である。 告書が開架されており、 することができる上に、 設された京都市考古資料館では、 都市域の発掘調査研究の中心となっているのが、 えないこともその一つであろう。そのような厳しい状況下、 ために、わずかな面積の発掘調査を積み重ねていく必要があ る。平安時代以降も都であり続け、 (一九七六)に組織された京都市埋蔵文化財研究所である。 宮都研究の中でも平安宮・京研究のかかえる事情は特殊であ 再開発の著しい進展のために、 過去の発掘・試掘・立会調査の各種報 ホームページでは報告書や資料の閲 その成果を展示物として見学 研究成果を常に共有する取 短期間の調査とならざるを 現在も都市生活の場である 昭和五 京 年

平成六年(一九九四)は、平安建都一二〇〇年記念事業を契

照すべき重要な成果である。 照すべき重要な成果である。 にでそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参 点でそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参 点でそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参 点でそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参 点でそれまでの研究とは一線を画し、現在においてもまずは参

日本史学の編著においても、平安京に関しては考古学と分担日本史学の編著においても、平安京に関しては考古学と分担日本史学の編著においても、正正の方式の近年の動向一遺跡の調査成果を中心に一」が掲載される。古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一る。古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一る。古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一る。古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一る。古代の都シリーズ第三巻『恒久の都 平安京』では、計一方でが、平安京を説明するのに、もはや平面図を掲載しておかったが、平安京を説明するのに、もはや平面図を掲載しておけば済む研究段階ではなくなったのである。

いた研究者による、独自の分析視角と歴史的意義づけをともなそして近年は、発掘に従事し報告書や前述の論考を執筆して

る。

多様な提供、的確な論述やビジュアル化によるわかりやすさととができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段の果を盛り込み、主要発掘場所の概要をまとめたものである。果を盛り込み、主要発掘場所の概要をまとめたものである。とができる。発掘調査の意味を、前述した各編著によって知ることができる。発掘調査の意味を、前述した各編著によって知ることができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段のとができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段のとができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段のとができる。発掘調査の最新成果が常に発信され、共有手段のとができる。発掘調査の最新成果が常によるわかりやすさととができる。発掘調査の最新成果が常によるわかりやすさととができる。発掘調査の最新成果が常によるわかりやすさととができる。

 いう点も特徴的である。

①内裏内郭西面回廊の内側部分

石を並べた雨落溝は埋められ、新たな雨落溝は素掘りであ落とし、新たに土盛の基壇を構築する。そのため当初の河原築造時の壇上積基壇を、九世紀中葉に地覆石直上まで削り

②豊楽院北西部·清暑堂南西部

り廊下を構築した。段を取り壊し、相互の建物基壇上面をつなぐ形で土盛りの渡を下りて渡っていたが、九世紀(成立から数十年後)には階を下りて渡っていたが、九世紀(成立から数十年後)には階

意すべきであろう。 意すべきであろう。 意すべきであるが、そうとは限らない事実も判明していることに留がちであるが、そうとは限らない事実も判明していることに留いる意義が問われるところである」という。平安前期の宮都改典型的建築意匠であり、その一部を壊して土盛りの基壇に変更典型的建築意匠であり、その一部を壊して土盛りの基壇に変更

2 文献学の成果

が必要とされる。留められてきた。それらを整合的に理解するための慎重な読解ゆえに、その時々のありさまが日記等に記録され、絵図に書き絵図史料が豊富に伝来していることである。都であり続けたが平安宮・京研究のかかえるもう一つの特殊な事情は、文献・平安宮・京研究のかかえるもう一つの特殊な事情は、文献・

である。東京国立博物館所蔵の九条家本『延喜式』紙背所載、史料という性格も相俟って、平安京の平面構造を知る重要史料『延喜式』巻四十二、左右京職・京程条は、平安中期の法制

田の所産であるが、いずれも現在の平安宮・京研究において基期の所産であるが、いずれも現在の平安宮・京研究において基期の所産であるが、いずれも現在の平安宮・京研究において基期の所産であるが、いずれも現在の平安宮・京研究において基本史料とされている。

近代以降、歴史学が確立されてからの平安宮・京研究に通じ究への目配りも行き届いていて、現在の平安宮・京研究に通じて「考古学と文献学の協力」が展望として論じられ、建築史研を整理してその長所短所をときに大胆に論じる。考古学に関しについては、井上満郎『研究史 平安京』に詳しく、研究動向に代以降、歴史学が確立されてからの平安宮・京の研究動向

礼研究が盛んとなった。その代表が橋本義則・古瀬奈津子両氏宮都の発掘成果と歩みをともにして、日本古代史研究では儀

日本古代史研究の中でも大きな位置を占めている。
日本古代史研究の中でも大きな位置を占めている。
平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。平安宮に至って大極殿閣門がなくなり龍尾道というスである。

められたことで、造営過程や当初の姿に留意する認識が、文献でも宮都の構造が、考古学の知見にもとづいて詳細に論じられても宮都の構造が、考古学の知見にもとづいて詳細に論じられて言語の造営とその構造」では、長岡宮からの搬入瓦の割合や造安宮の造営とその構造」では、長岡宮からの搬入瓦の割合や造国家的・政治的意味が見出されたことにより、日本通史の著作国家的・政治的意味が見出されたことにより、日本通史の著作国家的・政治的意味が見出されたことにより、日本通史の著作国家的・政治的意味が見出されたことで、造営過程や当初の姿に留意する認識が、文献といるようには、

学においても定着したといえよう。

研究動向の乖離

3

田氏は、早急に訂正を要するものとして、次の二点を指摘す研究状況より、それは順調に進んでいるかのようであるが、山研究状況より、それは順調に進んでいるかのようであるが、山子一方、「失われた平安京の姿をよみがえらせるために我々は、一方、「失われた平安京の姿をよみがえらせるために我々は、

①朝堂院の北辺は豊楽院北辺と揃うのではなく、さらに北に

る

②平安宮周囲の大垣とその内側の官司との間に道は存在しな

ە د ۱

道も、存在しないはずであるという。 裏図考証』が道幅「五丈」と考証して描いた平安宮大垣内側のために、それを無批判に踏襲した誤認が通用しているという。ために、それを無批判に踏襲した誤認が通用しているという。が、『大内裏図考証』が可覚院と豊楽院の北端を揃えて描いたが。『大内裏図考証』が正しい平安宮の姿であるとすれば、『大内北廊基壇の南北縁が確認され、位置が確定しており、鎌倉時代北廊基壇の南北縁が確認され、位置が確定しており、鎌倉時代北原基壇の南北縁が確認され、位置が確定しており、鎌倉時代

遷都』第一章所収「平安宮の構造」に掲載される大内裏図、はたして近年の日本通史の類を見てみると、川尻秋生『平安



山田邦和『京都都市史の研究』(吉川弘文館、2009) より

を指摘するだけに、

著者に踏み込んだ論及を求めたいと思うの

文徳~清和朝に大改修の可能性

は筆者だけではあるまい。

もの内裏改修の事実を検証し、

されることはない。

建築構造の細部や、

平安前期における幾度

宮内裏の研究』にもみられ、

歴史研究の成果と関連づけて論及

であった」という。建築史研究のそうした特色は鈴木亘

戦時下の建築史学による都市・平安京研究の一般的なもの

とえに文献学にある。 を揃え、大垣内側に道を描く。平良氏前掲論文には朝堂院北回を揃え、大垣内側に道を描く。平良氏前掲論文には朝堂院北回

出論考を数多く紹介した上で、史料を丹念に読解し細部構造ままた、井上氏は『寝殿造の研究』で知られる太田静六氏の初

二 「第一次平安京」説をめぐる問題

とも事実である。

ためには、

ないことを痛感する。とはいえ平安宮・京の姿を正確に捉える

他分野の成果に対する意識が日頃から大切であるこ

の成果と問題点を整理した。

学問分野の融合は言うほど容易く

以上、本章では文献学・考古学双方の研究動向を概観し、

そ

て、文献学と考古学の双方に目配りしつつその成否を考察する学の知見をめぐる論争であったといっても過言ではない。よっ瀧浪氏が提起した平安京をめぐる議論は、文献の読解と考古

姿勢を指して、「こうした傾向は、

何も太田だけの特色ではな

あろう。ことは、今後の平安宮・京研究のあり方を考える上でも有用で

1 瀧浪説とその批判

瀧浪氏の主たる根拠は、平安後期の公卿中山忠親の日記

槐記』にみえる京中賑給

山

新一条大路 土御門大路 本 土御門大路 第二次平安京 第二次平安京 第二次平安京の拡大。当初 2 を参照して作図

山田邦和「平安京」(『季刊考古学』93、2005年)所載図2を参照して作図

北極大路

旧一条大路

東・上西両門が漢風名称ら一四門になること、上ら一四門になること、上

忠親のいう「昔」の都城を、 瀧浪氏はこのように解する。

> 使定の記事である。「昔」は土御門大路が一条大路 (旧一条大路)であって、 その後に北辺二町が宮城 に編入されたという部分 に着目した。このことか ら、「宮城図」などで知 られる北闕型の都城とな られる北闕型の都城とな

> > 次の四点である。 次の四点である。

- までも記主忠親の論理であり、史実とは限らない。①瀧浪氏が主たる根拠とした『山槐記』の当該記事は、あく
- ②瀧浪氏が傍証とした『侍中群要』『清獬眼抄』の記事に

0

- 目的な貫付以上の意味をもつものではあるまい。③同じく傍証とした賜姓源氏の一条一坊への貫付記事は、名
- 査がもたらした成果への言及がない。④平安宮をはじめとする歴代宮都に関して、考古学の発掘調

いというのが結論」という。 そして「現段階では、氏の説が成立する可能性は極めて少な

したことを提唱したので

の事実を知り得たのかが問題となってもよい」というように、は忠親が故実に通じていたことを井上氏も認め、「どうしてこ②③に関する指摘はその通りであろう。しかし、①について

あろう。い」のであるから、当時の発掘状況からみて少々無茶な批判でい」のであるから、当時の発掘状況からみて少々無茶な批判で氏もいうように、平安宮北辺部について「まだ発掘の例はな『山槐記』記事の検討は継続課題といえる。④については井上

ざるをえない点が、瀧浪説批判となっている。ただし、 は、 として瀧浪説を批判する点は、 部は宮城域でなくなり、拡張された第二次平安京で再び宮城域 にもかかわらず、瀧浪説によると、第一次平安京で平安宮北辺 初の平安京の淵源を都城史論として考察し、 含まれるのであるから、慎重を期するべきであろう。 に取り込まれたことになる。このような不自然な変遷を想定せ に言及した。ところが、平安宮・京の北端二町分である北辺部 長岡京の発掘調査当事者としての批判である。瀧浪氏は造営当 南都所伝宮城図残欠」に平安宮北辺部がみられることを根拠 次に山中章氏からは、 (八〇七) 四月以前に遡ると東野氏により結論されている すでに長岡京で成立していることが発掘調査により明らか 一九八〇~九〇年代に大きく進展した 同図には寛平年間以降の内容も 藤原京以来の都城 大同二

一条大路の呼称が混乱して、ついに原則と無関係に北京極大路の影響を強く受けるために、平安京の北京極大路・北辺大路・る変化について、二条大路以北の条坊呼称は宮城門号や官衙名さらに山中氏は、条坊呼称の平城京・長岡京・平安京にわた

は筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

に筆者補)。

た。別の視点を提示しつつ指摘してみせたのが、藤本孝一氏であっ別の視点を提示しつつ指摘してみせたのが、藤本孝一氏であっ思考したのかを綿密に考察することが肝要である。そのことを井上・山中両説をみるに、忠親が何を前提とし、どのように

藤本氏も文献学の立場から、井上・山中両氏による瀧浪説の野淵・大きに関する指摘を支持する。そして主たる論拠であるの拡大(これにより北闕型の第二次平安京となる)と解釈したのであるが、当初より北闕型であり、京域をともなう拡大を語っていると解釈すべきことを指摘する。実は当初、藤本氏は瀧浪説を誤解してそのように理解していたのであるが、山田氏流浪説を誤解してそのように理解していたのであるが、山田氏の指摘をうけて再検討し、あらためてそれを自説として提示する。

初の平安京ではなく、それ以前の都城に求めることを提唱するそのうえで、忠親のいう「昔」すなわち図3左図を、造営当

いつの時代を指すのか

が問題となる。

図3 藤本説による平安京の拡大。 初より北闕型であったとみる。

のである。 ⁽³¹⁾

発掘調査成果と絡めて継承

Ш

槐記

記事を解

釈 北

藤本氏の指摘を長岡京

0

藤本氏が考える平安京 の拡大。当初は瀧浪説を 誤解してこのように考え ていたが、そのまま自説 とする。

山田邦和「平安京」(『季刊考古学』93、2005年)所載図2を参照して作図

暦八年

(七八九)

後期造営

大した都城が、

長岡京の延

辺部の編入により京域が拡 したのが山田氏である。

以後に成立していることよ

ŋ

忠親のいう「昔」は前

期長岡京をさすとみなし、

城の 期長岡京・平安京に至る都 すなわち前期長岡京から後 変貌を語っていると、

Ш

I 槐記

記事を解する

である。

学の成果ならではの都城史を、 を正確に認識し、 興味深い指摘であるが、 平安京とも考え合わせるという、 長岡京一〇年間における都城 平安末期の忠親が認識しえたの 現在の考古 の変貌

か不安な点も残る。

2 賑給使定に関する儀礼研究・古記録研究からの検討

再度 を考察してみたい。 あること、②儀式次第や故実先例に関する各人の主張を伝える の立場から、 論考を結ぶ。都城史論としての再解釈は山中・ 始まり、 六月二七日条(以下、 古記録史料特有の文脈、 て果たされているといえよう。 給定の変遷を探究し、 藤本氏は 『山槐記』に立ち返り、 古代都城史論へと展開することを諸家に希望する」 「忠親の論には何らかの根拠があったに相違ない。 ①京中賑給使定という行事に関わる場での議論 本記事と称する)を読解し、忠親の主張 「昔」の時点を確定してから拡大期論 の二点に留意して『山槐記』 忠親のいう「昔」 本稿では儀礼研究・古記録研 の用例と京中 Щ 田両氏によ 長寛二年 لح 究 賑

(1) 平安後期の京中賑給使定

に 成立するのは延喜年間とされ、早くても九世紀末である。 定により賑給使が補任されても実際の賑給は施行されなくなっ 的事実によればそれもそのはずで、 に比してその扱いは素っ気ない。 いる。ただし、あくまでも一事例として、むしろ記事の豊富さ く、定文の全貌を書様として記す本記事はよく取り上げられ 京中賑給に関する先行研究によると、 世紀末頃には賑給が当初の政治的意味を失ってお 先行研究が明らかにした歴史 年中行事として京中賑給 賑給使定の次第に詳 7

ていた。

なのである。

(2)大外記師元への批判の論旨

事書や言談集の編者として知られていることより、 を読解しなければならない。また、強く批判される師元である 容以前に本人の主張が存在するのであり、言動に通底する真意 態度決定)における産物である。すなわち提示された先例の内 思考の社会的現実に関わる三つの局面(事実認識・価値判断 あたり、 るべき論理があるはずである。よって、本記事の解釈において 大外記師元によって準備された文書を参照し、 龍福義友氏によれば、古記録にみられる故実先例は、 あらためて事態を確認しておくと、場面は京中賑給を行うに 大外記を世襲する中原家の出身であり、 議論の詳細をふまえ双方の真意を考察する必要がある。 平安京の各大路に担当者を配置する賑給使定である。 師元自身も年中行 上卿の進行のも 師元にも然 本人の

検討してみよう。

検討してみよう。

検討してみよう。

の一字が記されているべきか否かが定の場で問題とされたのでの一字が記されているべきか否かが定の場で問題とされたのである。上卿に対する師元の答申は、「申云、『書』七八条」というう。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているというう。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているという方。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているという方。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているという方。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているという方。「七八条」と記してもその中に九条も含まれているというとに関題とされていたのであろう。一条大路より北の武者小路までを賑給範囲とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間とすることを示すと、師元はあわせて答申している(傍線部間と対象の主張の発端となったこの二点について、それぞれり、と知らないと、

(a「七八条」の記載について)

実例記事によると、「七八九条」と記す通例である。記すべき旨を答申している。確かに賑給使の補任状況や定文の同じく上卿に問われた忠親と右大弁源雅頼は「七八九条」と

期に「九条」を記さない実例がみられる点で留意される。すな例では「七八条」と記す。まだ賑給が実施をともなっていた時記事でも、『九条年中行事』五月、京中賑給事に掲載する定文記された久寿二年定文では「七八条」と記すという。他の実例にだし、本記事中の上卿の問いによれば、用意された例文に

や事情を反映したものと考えられる。わち師元の答申は一見すると不可解であるが、何かしらの先例

七条での実施に重点がおかれていたことがわかる。 大際にそれを礼行するためであった。七八九条と記しつつも、 が構達使が任ぜられた。それは七条に市があり、濫行が生じ が際にそれを礼行するためであった。七八九条の賑給使には必 がいて、左右京ともに九条大路が未完成であ がいる。次に、七八九条の賑給使には必 がいる。次に、七八九条の賑給使には必 がいる。という事実に留意したい。すなわち賑給を実施する場所が があり、濫行が生じ ないのである。次に、七八九条と記しつつも、 と際にそれを礼行するためであった。 ではなぜ「七八条」と記す場合がみられるのか。まずは、前

また、臨時賑給である天慶五年(九四二)四月九日の事例にまた、臨時賑給である天慶五年(九四二)四月九日の事例にまた、臨時賑給である天慶五年(九四二)四月九日の事例にまた、臨時賑給である。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興う具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興う具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興う具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興う具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興方具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興方具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興方具体的対象地を有する。その後、悲田院は一旦廃絶し、復興方具体的対象地として認識されにくくなった状況が推測されば、九条が対象地として認識されにくくなった状況が推測される。そのような状況の延長線上に「九条」を記さない判断も生は、九条が対象地として認識されにくくなった状況が推測されば、九条が対象地として認識されにくくなった状況が推測されば、九条が対象地として認識されに「九条」を記さない判断も生は、九条が対象地として認識されば、大のような状況の延長線上に「九条」を記さない判断も生じえたのではあるまいか。

「七八条」と立項されている。のであろう。本記事に記されるこの日の賑給使定文の書様ではう項目にも妥当性はあり、だからこそ上卿の疑念も解消された以上のように、京中賑給の実状からみると、「七八条」とい以上のよう

歌。此事専無:「其理」。
 北事専無:「其理」。
 本のとき忠親の対応は、次のようであった。
 まつ。右大丞有『不』甘心」之気』。予依』無』益強不…申出」。
 ない仰云、右京許也。左京者加二九字」。以』之知」之落」字
 ない仰云、右京許也。左京者加二九字」。以」之知」之落」字
 ま、このとき忠親の対応は、次のようであった。

右大弁とともに納得できない忠親は、久寿二年定文には左右大弁とともに納得できない忠親は、久寿二年定文には左右大弁とともに「七八条」と立項目されているのかと上卿に確認しての答えは、右京だけであり、左京については「七八九条」と記の答えは、右京だけであり、左京については「七八九条」と記れた旨を確信している。

あとの反駁は、日記を記す際に書き加えた見解である。すなわことは書き落としの確認らしき発言のみである。後述するこの理由に強いて進言しなかったとも明記し、その場で忠親がしたも留意すべきである。納得できない忠親であるが、「無」益」をただし、忠親の反駁について、その場における実際の言動にただし、忠親の反駁について、その場における実際の言動に

号」。何以二大路許」存二九条

_ 哉 認識をさほど持ち合わせていないと考えられる。するための京中賑給に関する歴史的経緯について、忠親は先例ち例文や師元の答申で「七八条」が提示されると、それを否定

これまでより相対的に理解することができるであろう。以上のように読解することで、この場における忠親の言動を

く。ここからさきが平安京の構造に関する内容となる。 「此事専無」理」と断じ、忠親は師元の答申に対する反駁は続 四保。 可 門,至,,于二条,。三条者、自,,二条,至,,于三条,。 所謂一条者、自二土御門 北西洞院東也。小六条者、 小一条者、近衛南東洞院西町也。 仍以 ||坊門||立||条中|、一条内有||四坊|、一坊内有| |至||于中御門|。二条者、自| 楊梅北烏丸西也。 東三条者、二条 故皆有 如」此次第 中御

中央にある「〜条坊門小路」に接するゆえに「小〜条」などと れ例示し、 坊・保を説明し、 か後半部分がわかりにくいが、例示された三例は、 条大路をさし、 「二条」は中御門大路から二条大路、「三条」は二条大路から三 によれば定文の「一条」は土御門大路から中御門大路であり、 まずは定文に立項される「~条」という表記について。 「何以 以下同様であるという。そのうえで平安京の 大路許 小一条・東三条・小六条の地点表示をそれぞ _ 存 九条一哉」 一と結ぶ。 やや性急なの 各大路間の 忠親

地点表示が生じることを示唆していることにもなるのであろったことを示唆していることにもなるのであることを意味することになる。この後に明記されるように、かつては土御門大路が一条大路にゆかりのある大路であることを意味することになる。この後に明記されるように、かつては土御門大路が一条大路にゆかりのある大路であることを意味することになる。この後に明記されるように、かつては土御門大路が一条大路であったことを示唆していることにもなるのである一条大路であったことを示唆していることにもなるのであろう。

(b「加」北辺」」の記載について)

がり、「一条[加:|北辺:]」の割注の意味を論じる形で明記され忠親の土御門大路に対する認識は、続く「北辺」理解につな

る。

路,。其後北辺二丁被△入川宮城」、既為川京中」。仍有川賑亦北辺者、一条南土御門北也。昔以川土御門」為二一条大

という。瀧浪氏が「第一次平安京」説の論拠とした部分であ

る

する。「一条」を土御門大路以南とみる忠親の理解によれば当「北辺」の範囲は一条大路から土御門大路であることを明示

る 賑給対象地であることを示す表記である、と説明するのであ 平安宮・京の歴史的変遷を反映したものと解し、「昔」 部が誕生した。「一条 [加二北辺二]」の割注は、その拡大部分も 記述となる。昔は土御門大路が一条大路であったが、後に北辺 然であるが、そうすると本来であれば普通に京内に認識される 北辺二町分が割注の扱いであることになる。 忠親はその理由 一町を取り込む形で宮域が拡がり、京域もあわせて拡がったこ 旧一条大路(土御門大路)から新一条大路にわたる北辺 以下の

が、 考はここに至り、 城京から平安京成立に至る京域変化を示す割注と考える場合、 の平安京の姿に則して定まるはずであろう。にもかかわらず、 られるようになるのは延喜年間なので、定文の書式もその当時 点は先行研究でも看過されているのではあるまいか。忠親の思 なおのこと定文にそのことを反映させる必要はあるまい。この 安宮・京域である北辺部を割注扱いすることは不審である。平 定文が平安初期の平安宮・京域拡大の歴史を反映し、 前述のように京中賑給が成立し、賑給使定の儀が史料にみ 見すると整合的で深い認識に裏付けられているようである 京中賑給とは無関係の解釈に及んでいる。 すでに平

説を論じていたはずである。 忠親は、 京中賑給使定の書式に関する師元の答申に対して自 本記事は定文奏上の儀までを記

> べきであろう。そのような反駁がさらに続く。 認識する都城史を持ち出してくる議論は、逸脱しているという ついてである。にもかかわらず、「加」北辺」」に関して自分 じた結論も「無二異議」可」書二七八九条一事也」と定文の書式に 京中賑給使定の記事として結ばれる。このあとに自説を論

師元存,武者小路,、最不審。重可」尋事也。 京極東有二朱雀堤」。 |武者小路||歟。旁無」理。 被、寄、彼如何。亦右京加、北辺、。 無,,異儀,可,書,,七八九条,事 依 其 儀 者、

也

有

連ね、「旁無」理」と強く否定する。 ろう、武者小路が右京まで延伸されるとでもいうのか、と書き が右京の「一条」にも割注として付されることをふまえてであ らに東の朱雀堤までも範囲に含まれるのか、また「加二北辺」」 すことが「最不審」であるという。それならば東京極大路のさ 師元の答申の中でも、 京外となる武者小路までを範囲をみな

を含んだりすることを強く否定する内容から察するに、 の中での開陳である。 京の条坊認識の話であり、その場で進言した内容ではなく日記 あるが、あくまでも忠親の自問自答である。忠親の反駁は平安 図面通りに賑給の範囲を捉えようとする点にある。ただし、 このように師元の答申を数々の論拠を提示して否定するので 忠親の真意は、 九条を欠いたり武者小路

しているといってもよい。師元を批判するに至る。その主張と態度は、忠親が一人先鋭化するものとみなし、誰も想定していないことを取り上げてまでそのために「加言北辺」」という割注を都城の拡大の歴史を説明

曖昧となると、師元のような解釈もありうるのである。 曖昧となると、師元のような解釈もありうるのである。 曖昧となると、師元の理解は、京中賑給の範囲が平安京域をこえることという師元の理解は、京中賑給の範囲が武者小路界隈に成立いる。また鎌倉期には、碁盤目状の区画が武者小路界隈に成立いる。また鎌倉期には、碁盤目状の区画が武者小路界隈に成立いる。また鎌倉期には、碁盤目状の区画が武者小路界隈に成立いる。また鎌倉期には、碁盤目状の区画が正ないおけではなく、後世の「だ」武者小路室町辺」」など街路名による呼称までも前足である。

に基づいて解する点で、一貫した認識を示しているのである。路までを含むという師元の答申は、賑給対象となる京域を現状であろう。九条を記さず(七八条の賑給に含まれる)、武者小化により武者小路周辺を京中とみなすことを是と判断するものよって、師元の答申は単なる方便ではなく、平安京域の曖昧

3 忠親の主張の評価

定文の項目に関するそれぞれの立場は、師元が平安後期の実状本記事の文脈に留意しつつ、双方の主張の真意を考察した。

補)。 って、史実とは別の次元のもの」という。 市街地の変貌に対応する形で理解する」という((に即して判断するのに対して、 条坊についての伝統的な理解に立つのに対し、 した。両者の立場の違いについて、 を念頭に、割注に都城拡大の歴史を見出して理解しようと思考 方、井上氏は「あくまで忠親の論理 忠親は自身の認識する平安京図 瀧浪氏は ・解釈の問題であ 「前者 後者)は筆者 (師元) (忠親)

言したものとして注目された。
で備えていた事実とも相俟って、平安宮・京の拡大の史実を証平安京の大路毎に展開する行事であること、忠親が都城史認識平安京の大路毎に展開する行事であること、忠親が都城史認識

味して支持したい。 味して支持したい。 味して支持したい。 味して支持したい。 味して支持したい。 味して支持したい。 にて支持したい。 にて支持したい。 にて支持したい。 にて支持したい。 にであるという井上氏の指摘 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加 を、本稿では京中賑給に対する忠親の逸脱・先鋭化した姿を加

も都城史の史実として検討する。ることを否定する必要はあるまい。山中・藤本・山田各氏の説のことを否定する必要はあるまい。山中・藤本・山田各氏の説中賑給と絡む史実ではないとはいえようが、都城史の史実であぬ 忠親の拡大に関する主張が史実であるか否かについては、京

ただし、儀式次第や故実先例を主たる記載内容とする古記録では、強い意識で記されるものは自ずと固有名詞をともなう。は、都城史をさほど厳密に論じているわけではないことを示唆は、都城史をさほど厳密に論じているわけではないことを示唆している。忠親の主張を現代の長岡京発掘調査の成果に照らして解釈することは、議論を複雑にしてしまっている可能性があて解釈することは、議論を複雑にしてしまっている可能性がある。

平安宮・京は「昔」に比べ北辺に二町拡大しているという素平安宮・京は「昔」に比べ北辺に二町拡大しているという素で表現は、拡大前の都城を平安宮・京に限定していない。むれば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、しかもその中で、上れば、つとに喜田貞吉氏の所説があり、これば、田道大しているという素が根拠とした上東・上西両門の名称や構造の由来を説明できるのである。

理解である。

すものではあるまい。 り、定文の書式と割注は、京中賑給という行事以上の何かを示していると解釈する。すなわち師元の理解に与するものであしていると解釈する。すなわち師元の理解に与するものであていると解釈する。「一条 [加:北辺:]」の割注の意味は何では、定文にみえる「一条 [加:北辺:]」の割注の意味は何

おわりに

究・古記録研究の観点から考察を加えた。「第一次平安京」説を取り上げ、『山槐記』記事について儀礼研前半では平安宮・京の研究動向と問題点を整理し、後半では

の結果、忠親の主張は賑給の実施をともなわない時期にお

するための自問自答であり、そのために逸脱・先鋭化しているける、定文の立項書式の問題であり、大外記師元の答申を否定

ことを明らかにした。

二年に初発表された瀧浪説はなお取り上げられることが多い。 が明確であることから、平安京の歴史を鋭く指摘したものと瀧 認めるところであった。条坊を詳しく論じ、 研究段階なのではなかろうか と理解するのが妥当であろう。平安宮・京研究史の中で一九八 本記事全体の文脈において偏った見方であると考える。 浪氏の指摘以来注目されてきたが、それは京中賑給使定である の平安京の実状に適っている。それは師元の主張であり上卿も て行うと解する方が、「九条」を記さないこととあわせて当時 は忠親一人の理解である可能性を否めず、一条大路以北も加え の変遷の歴史を読解したことにある。しかし、そのような読解 いう項目の割注に、賑給を行う範囲とみるだけでなく、平安京 しかし、そこから一旦離れ、成立当初の平安宮・京を考え直す いう変遷は、平城宮・京と平安宮・京とを対比して論じたもの 忠親の都城史認識の発端は、定文の「一条 反駁のゆえに議論 [加北辺]]と 忠親の

の姿以前の平安宮・京が存在し、それは決して確定的なものですべきである。現在の研究状況から確かなことは、「宮城図」ただし、平安宮・京の当初の姿が流動的であることには留意

手段として、今後の発掘調査の成果に期待したい。たものばかりではないということである。その変遷を解明するはなく、くり返される修造は国家体制や律令制の理念に基づい

注

- よ」音論する。(2) 東野治之(二○○五)「南都所伝宮城図残欠について」同氏(2) 東野治之(二○○五)「南都所伝宮城図残欠について」同氏
- 八三)『京都市史編さん通信』一六三~一六六にある。安京の構造」を副題にもつ六回の連載論文(一九八二~一九閣出版。初出は一九八四。ただしそのはじまりは、「初期平第二次平安京―」同氏著a『日本古代宮廷社会の研究』思文篇真子(一九九一)「初期平安京の構造―第一次平安京と瀧浪貞子(一九九一)「初期平安京の構造―第一次平安京と

 $\widehat{\mathfrak{Z}}$

松原を歴代遷宮の伝統をひく、内裏を建て替えるための予備―」前掲注(3)同氏著書 a。初出は一九七九。瀧浪氏は宴(4)瀧浪貞子(一九九一)「歴代遷宮論―藤原京以後における

図 解説』思文閣出版、一一〇頁において再論する。 瀧浪貞子両氏著(一九九六)陽明叢書記録文書篇別輯『宮城(一九九一)『平安建都』集英社、七〇~七六頁、村井康彦・空間と推測した(四二〇~四二一頁)。さらに瀧浪氏著書ト

- (5) 橋本義則 (二〇一八) 「平安宮の中心―中院と縁の松原―_ 論する。 散策マップNo.1 ないこの配置もまた桓武天皇の構想と捉えうる可能性に論及 安宮の中心は南にずれ大極殿にあたり、過去の宮城に前例の のうえで、当初の平安宮が瀧浪説通りであったとすると、 神殿であり、 安宮の中心に位置する中院は、天皇親祭の神事のための常設 桓武天皇により構想された空間とみる。またその間にあり平 原に関する瀧浪説を検証し、内裏ではなく太上天皇宮として 氏は内裏と宴松原が対称的な位置にあることに注目して宴松 頁および二三五~二三六頁注30・31。初出は二○○九。橋本 同氏著『日本古代宮都史の研究』青史出版、二二六~二三一 の構造―桓武天皇、 瀧浪説に一定の評価を与える。同(二〇一一)「平安宮 平安宮で初めて設けられたことを指摘する。 平安宮跡周辺を訪ねて』京都創文社でも再 伝統の継承と革新の断行―」(『京都歴史
- 市、一二頁。執筆は家原圭太氏。 (6) 京都市文化財ブックス第28集『平安京』(二〇一四) 京都
- とはいえず、名称が新しいからといって、その内容まで新し「門名などは古図を転写する際に手を加えて写すことはない年(八一八)に唐風に改称された名称である点について、(7)たとえば、前掲注(2)東野論文では、宮城門号が弘仁九

つ図であるという理解に留めておくべきであろう。の図であるという理解に留めておくべきであろう」(一二回名をおもな手掛りとして判断されるべきであろう」(一二四頁)といい、さらに、大同年間以後の官司統廃合についてにおり、平安前期の史料批判には重要な問題である。東野氏の目的は積極的に取り上げることで多方面からの検討を提言することだったと思われるが、現段階では、大同二年以前の状況を伝える部分がある図であるものの、後の改変を併せもいと断定することはできない。本図の史料価値は、やはり官いと断定することはできない。本図の史料価値は、やはり官いと断定することはできない。本図の史料価値は、やはり官いと断定することはできない。本図の史料価値は、やはり官に対している。

- (9) 古代学協会·古代学研究所編 (一九九四) 『平安京提要! 四) 平安建都1200年記念展覧会図録『甦る平安京』。 る。さらに『古代文化』 資料集成 究所編(一九九五)『平安宮Ⅰ』同研究所、 事業当時の研究状況をあわせて知ることができる。 た別に京都市埋蔵文化財研究所編(一九九四)『平安京研究 『平安時代史事典』(ともに角川書店)、京都市埋蔵文化財研 巻末に平安宮関係の文献記事が集成されており有用であ は、特集「古代都市・平安京」(1)(2)を組み、 1 平安宮 四六一一、四六一三(ともに一九九 柳原書店もあり、 各遺構の概要のほ 京都市(一九九 記念 ま
- であるが、第四章「平安京の構造」は瀧浪貞子「平安京の造考える。平安の都』吉川弘文館。本書は文献学による論文集平良泰久(一九九一)「地中の平安京」笹山晴生編『古代を

営」と平良氏論文の分担となっている。

- 査成果を中心に─」『歴史評論』七○二。(⑴)山本雅和(二○○八)「平安京研究の近年の動向─遺跡の調
- 平安京』吉川弘文館。(10一〇)『古代の都3恒久の都(12)西山良平・鈴木久男編(二〇一〇)『古代の都3恒久の都
- (4) ビジュアルも意識したわかりやすい発信という点では、梶田氏(二○一六)『よみがえる古代京都の風景ーであろう。梶川氏(二○一六)『よみがえる古代京都の風景ー平安であろう。梶川氏(二○一六)『よみがえる古代京都の風景―平安時代を中心に―」朧谷寿・山中章編『平安京とその時代』思時代を中心に―」朧谷寿・山中章編『平安京とその時代』思いる。
- (15) 『続日本後紀』天長一〇年(八三三)五月二二日条、承和元(5) 『続日本後紀』天長一〇年(八三三)五月二二日条、承和元
- で九世紀に建物が増設された跡もみられるという。(16) 前掲注(11) 山本氏論文。このほかにも平安宮内の官司内
- 冊、現在第四冊まで刊行。第五冊には紙背文書全ての翻刻と刊として二〇一一年より刊行されている(思文閣出版、全五(打)九条家本『延喜式』については、東京国立博物館古典籍叢

代史を論じる著作となっている。おり、村井・瀧浪両氏の解説である別冊は、宮城諸図の前近は、前掲注(4)陽明叢書記録文書篇別輯として刊行されて解説が収載される予定という)。陽明文庫所蔵の「宮城図」

- とする編纂事業の成果であった。のち新人物往来社より一九七七年に復刻。湯本文彦氏を中心のち新人物往来社より一九七七年に復刻。湯本文彦氏を中心)京都市参事会編著(一八九五)『平安通志』京都市参事会。
- 井上満郎 (一九七八) 『研究史 平安京』吉川弘文館。

19

- 吉川弘文館、序章でも論じた。たことについては、拙著(二○一○)『平安宮廷の儀礼文化』(20) このことが一九八○年代以降の儀礼研究の盛行をもたらし
- ている(初出は順に一九九一、一九八六、一九八四)。は、内裏・朝堂院・豊楽院の平安宮における成立過程を論じ成立過程」「朝政・朝儀の展開」「平安宮草創期の豊楽院」(2)橋本氏著書 a所収論考のうち、「平安宮内裏の
- 代都城の研究』柏書房。初出は一九九四。 弘文館、山中章 (一九九七)「都城の変貌」同氏著『日本古3)佐々木恵介 (二〇一四)『日本の古代4平安京の時代』吉川
- 〜七頁。(24)山田邦和「平安京研究の現状」前掲注(13)同氏著書、四(24)山田邦和「平安京研究の現状」前掲注(13)同氏著書、四
- (25)川尻秋生(二〇一一)『シリーズ日本古代史⑤平安京遷都』

も『大内裏図考証』に掲載される同様の図を所載する。 図解でわかる「源氏物語」の世界―』朝日新聞出版、九頁に度・小町谷照彦(一九九七)『ぼジュアルワイド平安大事典― 真、倉田実編(二〇一五)『ビジュアルワイド平安大事典― 書波新書、二七頁、前掲注(23)佐々木氏著書、二七頁、前岩波新書、二七頁、前岩波斯書、二七頁、前岩波斯書、二七頁、前岩波斯書を正面にある。

- の浅さ・不徹底を指摘する。 究の特徴として、建築の細部構造の解明とともに、歴史分析(26) 前掲注(19)井上氏著書、一二九~一三二頁。太田氏の研
- (27)鈴木亘 (一九九〇)『平安宮内裏の研究』中央公論美術出(27)鈴木亘 (一九九〇)『平安宮内裏の研究』を読む」『建築史学』一七は、全体に「歴史的に、意義付けを行おうとする観点そのものが本書には決定的に欠意表付けを行おうとする観点そのものが本書には決定的に欠意表付している。
- (2) 前掲注(4)瀧浪氏著書b、七○←七六頁、前掲注(10)(28)前掲注(4)瀧浪氏著書にお写『第二章第一節)、同氏「大内裏・内裏の構造」(前掲注 (9)『平安京提 明掲注(4)瀧浪氏著書b、七○←七六頁、前掲注(10)
- 会の研究』」『史学雑誌』一〇二―三。(29) 井上満郎(一九九三)「書評・瀧浪貞子著『日本古代宮廷社
- 説』塙書房、九四頁。初出は一九九二。一)「宮城の改造と「北苑」の建設」同氏著『長岡京研究序への)前掲注(23)山中氏論文、一四五~一四九頁。同(二○○

と想定しているようである(一五〇頁注7・注11)。城京と長岡・平安両京との位相を論じており、「昔」=平城京『中世史料学叢論』思文閣出版。初出は一九九四。とくに平藤本孝一(二〇〇九)「都城拡大論と『山槐記』」同氏著

31

- わかりやすく再論する。COEプログラム報告集㎞16都城制研究(1)』、八六頁でもに同氏(二〇〇七)「平安京の条坊制」『奈良女子大学21世紀山田邦和(二〇〇五)「平安京」『季刊考古学』九三。さら
- 前揭注(31)藤本氏論文、一四九頁。

33

- 公共性―賑給、清掃と除災の祭祀・習俗―』塙書房、初出は四)「「京中賑給」に関する基礎的考察」『日本古代の首都と編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、櫛木謙周(二〇一編正明国家国政史の研究』吉川弘文館、櫛木謙周(二〇一級)高橋渡(一九八四)「京中賑給について」『史叢』一八、川

九八七など参照

- (36) 前掲注(34) 川本氏論文所載一覧表(一九一~一九八頁)
- (37) 山田邦和「「前期平安京」推定復元図」(八○頁)参照。初出は二○(37)山田邦和「「前期平安京」の復元」前掲注(13)同氏著書所
- (38)前掲注(34)櫛木氏論文、四九~五〇頁。
- 行は、条毎の場合と特定場所の場合とあるが、この事例は前『本朝世紀』天慶五年(九四二)四月九日条。臨時賑給の施

- 者である。前掲注(34)川本氏論文、二〇一頁参照
- (4) 東西悲田院の場所について、山田邦和「左京と右京」前掲(4) 東西悲田院の場所について、山田邦和「左京九条三坊の南注(9)『平安京提要』第三章によると、右京九条三坊内に部に悲田院南沼のあったことが知られ、悲田院も同三坊内に左京九条三坊十町で平安前期の池から「悲田院」と記した木左京九条三坊十町で平安前期の池から「悲田院」と記した木左京九条三坊十町で平安前期の池から「悲田院も存したと推測される。
- 担当。(4)「悲田院」前掲注(9)『平安時代史事典』八田達男氏執筆
- もなう(もとより平安京は北闕型)と考える。本氏が瀧浪説を訂正して示した解釈により、京域の拡大をと(42) 平安京の拡大をめぐるこの箇所の本稿における解釈は、藤
- と解している。
 おルコト也]」という。「北辺」を一条大路のさらに北の辺り治ルコト也]」という。「北辺」を一条大路のさらに北の辺りノヘント也。東ハ愛宕寺、西ハ兵衛馬場、北ハ右近馬場ニテ(43) 尾崎積興『江家次第秘抄』には「一条北辺[一条通ヨリ北
- 4) 『民経記』 寛喜三年 (一二三一) 二月一七日条。
- (46) 忠親は福原京造営に関与し、都城計画を考える当事者でも氏書評、一一四頁。 氏書評、一一四頁。 前掲注(3)瀧浪氏著書 a、三九一頁。前掲注(29)井上
- (46) 忠親は福原京造営に関与し、都城計画を考える当事者で、
- 一七一~一七二頁。もとは同氏(一九一五)『帝都』日本学(幻) 喜田貞吉著作集(一九七九)第五巻『都城の研究』平凡社、

- えられ、留意すべき指摘である。かとなった現在、「昔」が平城京をさす蓋然性は高まると考かとなった現在、「昔」が平城京をさす蓋然性は高まると考術普及会、二九一~二九二頁。長岡京に北辺部の存在が明ら
- (一五○頁注11)。 瀧浪氏のような複雑な試論を考える必要はなくなるという前掲注(31)藤本氏論文もまた、平城京と仮定するならば
- 『源氏物語の平安京』青簡舎参照。いることについて、加納重文(二○一一)「桃園」同氏著(49) 一○世紀には一条大路より北に貴族の邸宅地が開発されて
- 50 う(一一九~一二四頁)。しかし、「中」は「間」「内側」で り大内裏は北方に拡張されたと考えるべきなのである」とい された時、上東門は存在しなかったと考えねばならず、やは 間にある点で「中御門」の名に相応しく、正式な三門の も意味をなす。さらに、上東・上西両門は他の宮城門と別扱 ったからと考えるしかな」く、 着目する。それはその門が「複数の宮城門の"真ん中"にあ の存在であることを第二次平安京の産物である証左と捉える 京説が是認される。その根拠として、上東・上西両門が異質 ん中」ともいえる。よって、待賢門の別称に着目する桃崎説 いされるのであるから、 瀧浪説に加え、待賢門(当初は建部門)の別称「中御門」に を喰らう中世―』吉川弘文館の中でも、 桃崎有一郎(二〇一八)『平安京はいらなかった―古代の夢 「第一次平安京」説の補強にはならないと考える 待賢門は宮城東辺の三つの宮城門の 「待賢門が「中御門」と命名 瀧浪氏の第一次平安
- (5)) 前掲注(5)橋本氏論文は、緻密な論証と大胆な発想に満

認する論調は、現在の研究段階にはそぐわないと考える。 時、その当事者がすべきことであって、文献の読解のみで是 れば、瀧浪説を認める論及はそれに見合う遺構が確認された 調査が平安宮・京研究を着実に進展させてきた研究史に鑑み はない」ともいう (二三五頁注30)。しかし、考古学の発掘 ことでないなら、 論になるからであろう、「これらのことが構造的に不都合な 初の平安京の中心が大極殿にあたり、これもまた魅力的な結 を得ない。にもかかわらず橋本氏は、瀧浪説に拠ると成立当 果が出るまでは、瀧浪説は論証に不備のある学説と言わざる る。とするならば、その位置関係を合理的に示す発掘調査結 内蔵寮との近接が宮の構造的に不自然であることを指摘す は問題を残す。 ちた論考であるが、瀧浪氏の「第一次平安京」説への論及に 橋本氏自身も瀧浪説で考えた場合、偉鑒門と 瀧浪のように考えることもできないわけで